

## 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の組織内にあつて直接又は間接に本会の指揮監督を受けて本会の業務に従事している全ての者（雇用関係にある職員（正規職員、嘱託職員、臨時職員、非常勤職員等）のみならず、本会との間の委任関係にある評議員、理事、監事及び本会との間の雇用関係にない者（派遣社員等）を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、本会会長とする。

### 第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 本会における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- (1) 電子メールにより受領した請求書や領収証等
- (2) インターネットからダウンロードした請求書や領収証等
- (3) その他電子取引データと判別されるもの

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に本会経理規程第15条第1項に定める期間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は、取引に関して受領し、または交付する見積書、注文書、契約書・請書、納品書、請求書、領収書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項とする。

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者、処理担当者は以下のとおりとする。

- (1) 管理責任者 統括会計責任者
- (2) 処理責任者 会計責任者
- (3) 処理担当者 会計職員

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出しなければならない。

- (1) 申請日
- (2) 処理担当者名
- (3) 対象ファイル保存場所
- (4) 対象ファイル名称
- (5) 取引先名
- (6) 訂正・削除日付
- (7) 申請処理
- (8) 訂正・削除理由
- (9) 承認日

- 2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
- 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
- 4 処理担当者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
- 5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。